



長野県報

4月5日(木)
平成30年
(2018年)
第2963号

目次

規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則及び学校運営協議会規則の一部を改正する規則(高校教育課) 1

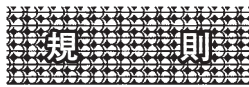
告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) 2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) 2
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課) 3
農畜産業振興事業補助金交付要綱の一部改正(園芸畜産課) 3
保安林予定森林にする旨の通知(8件)(森林づくり推進課) 4
公共測量の終了(2件)(建設政策課) 6
土木費補助金交付要綱の一部改正(河川課) 6
学校教育法に基づく技能教育のための施設の名称の変更(高校教育課) 7

公告

土地収用法に基づく収用の裁決手続の開始(地域振興課) 7
土地改良区の合併の認可(農地整備課) 8
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課) 8
特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課) 8
特定調達契約に係る落札者の決定(道路管理課) 8
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) 9

正誤(特別支援教育課) 9



長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則及び学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年4月5日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則及び学校運営協議会規則の一部を改正する規則

(長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第1条 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第6の1の学校運営協議会の項中「第47条の5」を「第47

条の6」に、「指定学校」を「対象学校」に、「及び」を「に関する事項及び」に、「関する」を「関して同条第7項の教育委員会規則で定める」に改める。

(学校運営協議会規則の一部改正)

第2条 学校運営協議会規則(平成28年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の5第1項」を「第47条の6第1項」に、「その指定する」を「別に定める」に、「指定学校」を「対象学校」に改め、同条に次の1項を加える。

2 校長は、協議会の設置を希望するときは、別に定めるところにより、教育委員会に設置の申請をするものとする。

第2条を削る。

第3条第2項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

第3条第3項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第2条とする。

第4条第2項を削り、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「第47条の5第3項」を「第47条の6第4項」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「第47条の5第4項又は第5項」を「第47条の6第6項又は第7項」に、「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(職員の任用に関して意見を述べるができる事項)

第10条 法第47条の6第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。

第11条の見出し及び同条第1項並びに第12条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の学校運営協議会規則(次項において「旧規則」という。)第1条の規定により設置されている学校運営協議会は、第2条の規定による改正後の学校運営協議会規則(次項において「新規則」という。)第1条第1項の規定により設置された学校運営協議会とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第3条第2項の規定により委員として任命されている者は、新規則第2条第2項の規定により委員として任命されたものとみなし、その任期は、新規則第3条の規定にかかわらず、平成30年4月30日までとする。

高校教育課



長野県告示第296号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さなだ歯科	上田市真田町長6332	平成29年9月1日
アリオ上田デンタルクリニック	上田市天神3-5-1アリオ上田2階	平成29年11月1日
今井歯科医院	上水内郡小川村高府13278	平成27年7月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション真田	上田市真田町長7141-1	平成30年2月1日
訪問看護ステーションしなのぐらし	上高井郡小布施町小布施1225-1	平成29年10月1日

地域福祉課

長野県告示第297号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部 守一